



▲署長講演の風景



▲近藤署長

十一月十四日(木)「税を考える週間」の一環として、練馬西税務署近藤高史署長による講演を開催致しました。

近藤署長は神奈川県茅ヶ崎市の出身で、「税に関わって」と題してご講演を頂きました。令和5年高知県安芸税務署長を務められたご縁で、高知県の特産物、観光名所等、様々な魅力を紹介して頂きました。

講演のはじめに、今後の税務行政の将来像について言及されました。続いて、税務署、国税局で徴収部門の担当として、国税が納期限までに納付されない時、実情をお聞きしながら督促や滞納整理を

練馬西税務署 署長講演・税務講習会

行うための流れをお話し頂きました。また、国税訟務官室では、原告訴訟担当として国が原告や申立人となる訴訟事案に従事されました。

特別整理総括第二課審理担当の際に、現在では、不動産売却の主流となっている、インターネットオークションの立ち上げに携わられました。令和5年度あった実例として、最低入札額よりかなり高い金額(過去最高額)でフェラーリが落札されたお話に皆さん驚かされていました。

三十七年間税務行政に携わられたご経験と実例を通してのお話であつという間に時間が過ぎてしまいました。

第二部は、個人課税第一部門高田上席国税調査官より、令和6年度税制改正から「所得税・個人住民税の定額減税」「住宅ローン控除の拡充」等、皆様に関係する内容のご説明を頂きました。

公務ご多忙の中、ご講演を頂きました近藤署長、ご臨席頂きました三木第一統括官、講師をして頂いた高田上席、ご参加頂きました多くの皆様に深く感謝申し上げます。(高田)

令和6年度練馬区民表彰を、当会本橋稔支部長が受彰されました。誠にありがとうございます。

令和6年度税務功労者練馬都税事務所長感謝状贈呈
義比古支部長に贈呈されました。誠にありがとうございます。

練馬区民表彰 表彰式

受賞者の皆さま誠にありがとうございます。

- 練馬西税務署長感謝状
- 支部長 門脇 正明 殿
 - 支部長 近藤 孝明 殿
 - 事務局 浅野 機芳 殿
 - 事務局長 高橋 敏子 殿
 - 支局長 浅野 機芳 殿
 - 支部長 門脇 正明 殿
 - 支部長 近藤 孝明 殿



左から高橋事務局長補佐、浅野支部長、梶野会長、近藤支部長、門脇支部長

十一月十二日、石神井公園区民交流センターに於いて、令和6年度納税表彰式が執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者二名、感謝状受彰者二名、計四名の方が表彰されました。

練馬西税務署 納税表彰式

十月三十日、都庁第一本庁舎に於いて、令和6年度納税表彰式が執り行われました。当会から、山田國雄副会長が表彰されました。誠にありがとうございます。

東京都主税局長 表彰式

十月二十三日、三田共用会議所に於いて、令和6年度国税庁長官納税表彰式が執り行われました。当会から、梶野武宏会長が表彰されました。誠にありがとうございます。



第六回 練馬西税務署職員による 相続税講習会開催

◆税を考える週間の一環として◆

十一月二十二日(金) 税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。

今年度も穏やかな小春日和に恵まれ、九名のご参加をいただきました。講師は昨年同様、練馬西税務署資産課税第一部門高橋国税調査官にお越しいただきました。

はじめに暮らしの税情報の冊子を元に、相続や遺贈によって取得した財産の遺贈とは？の遺贈の説明からはじまり、非課税財産のなかの墓所、仏壇、祭具などは非課税財産になるが、純金の仏壇はさすがに非課税には難しいであろうとのこと。



▲講習会風景



▲資産課税第一部門 高橋国税調査官

相続税の計算のしかたでは配偶者の税額軽減を使用する場合、必ず申告が必要とのこと。

また、タワーマンションの売買価額と相続税評価額との価額差が大きいことが問題となり、令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した居住用の区分所有財産にわゆる分譲マンションの価額が、新たに定められた個別通達により評価することになりましたが、とあるマンションのケースでは、まだ新築のため、現在、従来の評価額の1.5倍くらいになっているのが、築30年くらいで補正率がゼロとなり、築80年くらいで評価額自体がゼロとなるようで、すべてが高くなるわけではないことが勉強になりました。

続いて、小規模宅地等の特例の対象となる宅地のうち、被相続人の居住の用に供されていた宅地については、330㎡まで評価額が80%減額になるが、被相続人が一人暮らしをしていて、老人ホームに入った場合、相続開始までそのまま空き家になっていれば、特例を

適用できるが、生計別の子供が住む、または賃貸で貸し付けた場合には、80%減額にはならないとのこと。

また、二世帯住宅のケースで、区分所有の場合には、被相続人の親族が居住している部分に対応する敷地については、被相続人の居住の用とはならず、80%減額にはならないので、これから住宅を登記する際には検討しましょうとのことでした。

講義のあとは、質疑応答で盛り上がり、閉会となりました。実例を交えた講義で、とても勉強になりました。

公務ご多忙のなか講師を快くお引き受けいただきました高橋国税調査官、ご出席いただきました皆さまに紙面をお借りして感謝申し上げます。

来年も宜しくお願い申し上げます。

高橋

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2025年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.65% (2024年12月1日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40% (3ヶ年度)
- ※利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》
本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第2金曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

事務局からのお知らせ

- ◎令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)まで、年末年始の休業となります。
- ◎年末調整の手続きは、1月10日(金)までをお願いいたします。決算時に年末調整の手続きは、できかねますのであらかじめご了承ください。
- ◎相談等は全て予約制となります。お手数ですが、お電話で予約の上お越しください。
- ◎決算予約の往復はがきが届かない、または紛失した方は、12月27日までに電話で予約をお願いいたします。
- ◎決算書3面(新書式)に売上・仕入明細の記入が必要となります。取引先名、住所、登録番号、取引金額をまとめてください。

◇マイナンバーカードでe-Taxしよう◇ 決算申告等の確認とお願い

●**税務署収受印の廃止について**
令和七年一月以後、税務行政のデジタル化における手続き見直しの一環として、申告書等(税務署に提出・郵送される全ての文書)の控えに収受白付印の押なが行われなくなることとなります。

●**《事前準備》**
●「確定申告のお知らせがき」または「通知書」
令和七年一月中旬から下旬に税務署より送付されます。
・振替納税の有無
・予定納税額
・消費税の中間申告額
など確定申告書の作成に必要な情報が記載されております。
※e-Tax送信された方は送付されません。

●**三年分の決算書・申告書**
(令和三年～五年)
純損失の繰越控除、減価償却費の計算等に必要です。
●**公的年金等の源泉徴収票**
令和七年一月中旬から下旬に日本年金機構等から送付予定です。
※年金のお知らせ、振り込み・改定の通知書ではありません。

●**控除証明書(提出になります)**
・国民年金保険料
・国民年金基金
・小規模企業共済等掛金控除
・生命保険料控除
・地震保険料控除
・寄付金(ふるさと納税等)
●**一月～十二月の年間支払金額(証明書は不要です)**
・国民健康保険料
・後期高齢者医療保険料
・介護保険料
※金額が不明の方は、事前に区市役所に確認をお願いします。

●**医療費控除の明細書作成**
医療費控除の適用を受ける方は、明細書の提出が必要です。
※作成方法について不明な方は、事前に練馬西青色申告会にお問合わせ頂くようお願い致します。
●**満期保険金がある場合**
保険会社から送付される満期保険金、今までに支払った掛金

または保険料を記載した書類。※書類がない場合はその金額を調べるようお願い致します。
●**USBメモリ**
翌年分のデータ入力時に住所、氏名、扶養者名、減価償却費等の変更・追加・削除等の入力時間の短縮になります。(事務局でも販売しております)
●**マイナンバー(個人番号)の記載**
・確定申告するご本人
(マイナンバーカードの場合)
表面裏面のコピー
(通知カードの場合)
通知カードと身分証明書(免許証・健康保険証・パスポート等)のコピー
・専従者や扶養親族(16歳未満の方を含む)
個人番号の記載のみ

●**会計ソフト(フルリターンA)以外をご利用の方**
仕訳帳・現金出納帳・決算書の印刷されたもの。
●**マイナンバーカード(顔写真付き)による、e-Tax送信**
に「ご協力をお願い致します」。
●**インターネット送信をされる方**
①利用者証明用暗証番号(数字4桁)
②署名用暗証番号(英数字混合の6文字以上16文字以下)

●**《消費税の事前準備》**
●**免税事業者**
インボイスの登録をされた方
課税売上高が一千万円以下である場合でも消費税の申告が必要になります。
※課税売上高には次の金額が含まれます。
・商品や製品の販売代金
・請負工事代金、サービス料等
・貸店舗や貸事務所賃貸料
・業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

●**収入及び経費を集計する際**
〔一般課税を選択している方〕
課税売上金額及び各経費の金額を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

①②どちらか一方でも分からない場合は、e-Tax送信が出来ません。
※二回目以降の申告は①のみで送信できます。
●**青色申告決算書に売上・仕入金額の明細の記入が必要**
①売上・仕入先名・所在地
②登録番号
③売上・仕入先ごとの金額
※登録番号を記載された方は、①の記載は省略可能です。

●**納付または還付を受けた消費税の処理**
令和五年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方
・納付した消費税額で令和五年に未払金処理をしていない場合には、令和五年分の経費(租税公課)となります。
・還付を受けた消費税額で令和五年に未収金処理をしていない場合には令和五年分の収益(雑収入)となります。

●**事務局からお願い**
決算相談時間は会員一人当たり60分までとさせていただきますので、ご理解のほどお願い致します。
なお、決算時に年末調整の手続きはできかねますので、1月10日までにお越しくださいますようご協力をお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕
課税売上金額(二種類以上の業種をお持ちの方はその年の課税売上内訳をその業種ごとに区分した金額)を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

令和6年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

十月十五日(火)「会勢拡大出陣式・役員研修会」を練馬区立勤労福祉会館にて、四十八名の役員の皆様にご出席頂き開催致しました。
物故者に対する黙祷、山田副会長の開会挨拶、会歌斉唱を行いました。梶野会長から「支部会を出発として秋の勸奨月間に、一名でも多くご入会頂けるよう皆様と団結して、会勢拡大に取り組んでいきたい」との挨拶を頂きました。ご来賓として、練馬西税務署副署長 北林 元寛様、練馬西税務署個人課税第一部門 統括国税調査官 三木 一枝様



▲梶野会長あいさつ

上席国税調査官 高田 浩明様にご臨席を賜りご挨拶を頂きました。
第一部「会勢拡大出陣式」では、連合会の会勢拡大研修会に参加された藤崎副会長から「デジタル化が進んでいく中での広報の仕方について」、山路副会長から「個人事業主の仕事の形態も変化するなかフリーランス協会について」のお話を頂きました。休憩後、第二部「役員研修会」では「進化する税務署」税務行政のDX」と題し、北林副署長のご講演を頂きました。

国税局では総務、資産課税課に携わられたご経験から、冒頭に相続税・贈与税の概要と現状、令和六年一月一日施行された税制改正のご説明に続いて、令和五年六月税務行政のデジタル・トランス



▲北林副署長

フォーメーション(デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方)が抜本的に見直され社会全体の生産性を高めていく取組についてお話を頂きました。
第三部として、大泉落語研究会の方の落語を聞いて終了致しました。公務にご多忙の中、ご講演をお受けいただきました北林副署長はじめ幹部の皆様へ感謝申し上げますと共に、ご参加頂きました役員の皆様に紙面をお借りして感謝申し上げます。(高田)

青年部 第9回 蕎麦打ち体験

令和6年10月29日(火)青年部主催による第9回「蕎麦打ち体験」を開催しました。午前と午後の2回開催し、午前6名、午後4名の合計9名の方に参加いただきました。
ご参加いただきました皆さんは初めての蕎麦打ち体験でしたが、講師の青年部紙谷副部長の見本の後に蕎麦打ちの工程をこなしていただき、美味しいお蕎麦が出来上がりました。(武藤)



(上)午前の部 (下)午後の部参加者

厚生部 芸術の秋とぶどう狩り

5年ぶりに行われる厚生部バス旅行、10月6日の日曜日、参加人数46人で、山梨県に行つてまいりました。
最初の目的地の山梨県立美術館は、ミレーの作品で有名ですが、山梨県にゆかりのある画家の作品も多く展示してありました。広々とした館内では、静かに心を落ちつけて鑑賞することができました。
昼食は、甲府駅前の甲府名物鳥もつ煮の発祥のお食事処「奥藤本店」にて、そばともつ煮の御前料理をいただきました。
食事の後は、桔梗信玄餅工場テーマパークへ立ち寄りしました。買い物と工場見学が出来ましたが、時間の都合上、大半の方が、買い物だけになってしまいました。
最後の目的地は「見晴し園」という農園のぶどう狩り。マイクロバスに乗換えて、ぶどう畑へ向かいました。一房のぶどうには大きな粒が一人では食べきれないぐらいたくさん実り、とても甘くて美味しかったです。



山梨県立美術館前で撮影 (内)